

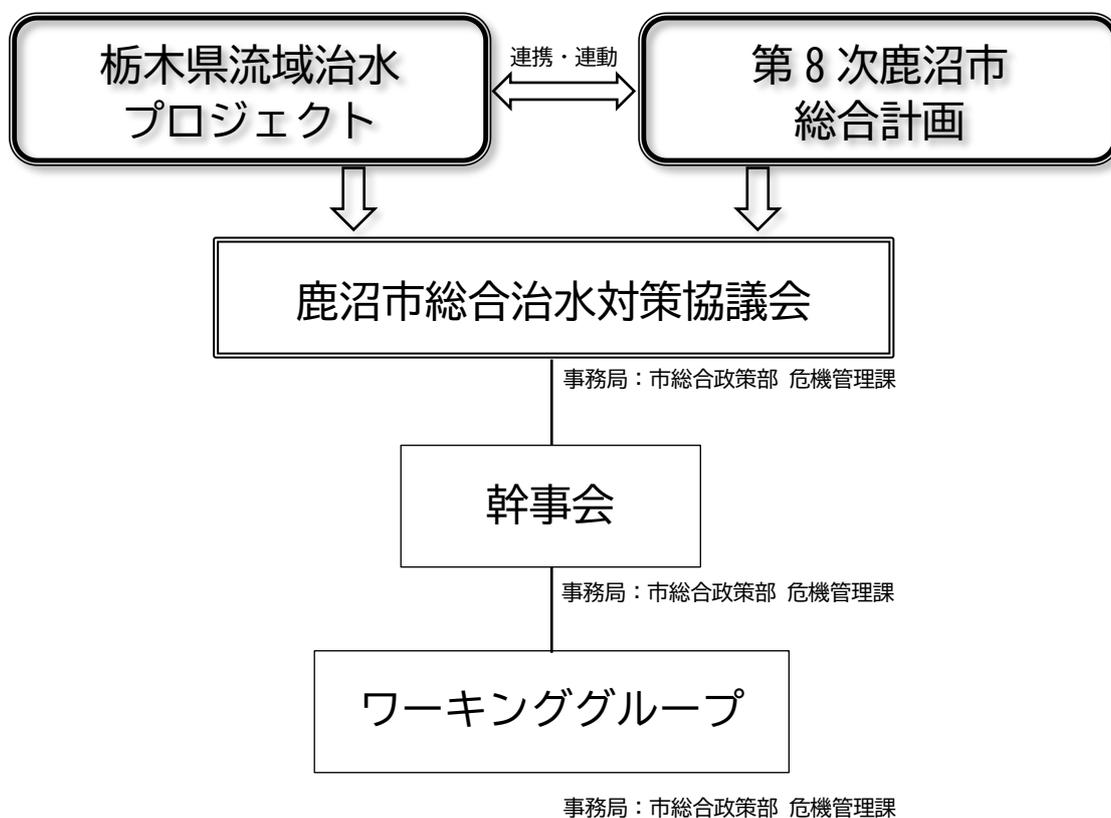
鹿沼市総合治水対策の推進について

1. 鹿沼市総合治水対策協議会の設立

■ 経緯

- ・ 平成 27 年 9 月関東東北豪雨、令和元年東日本台風により、市内各所で甚大な浸水被害などの災害が発生した。
- ・ 国は、近年の激甚化・頻発化する水害・土砂災害に備え、堤防整備などの対策をより一層加速させるとともに、河川の流域のあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進している。
- ・ 令和 3 年 9 月 16 日、栃木県流域治水プロジェクトが公表され、本市としても、国・県の取り組みと連携・連動した総合的な治水対策を推進していく。
- ・ これらの着実な推進のため、関係機関で構成する「鹿沼市総合治水対策協議会」を設立し、総力戦で治水対策に取り組んでいく。

■ 協議会の構成



2. 鹿沼市総合治水対策に関する基本方針（案）

■ 栃木県流域治水プロジェクト（令和3年9月16日公表）

河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換し、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進める。

■ 第8次鹿沼市総合計画（令和4年3月22日議決予定）

基本構想

- ・ 目指すまちの姿
「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」

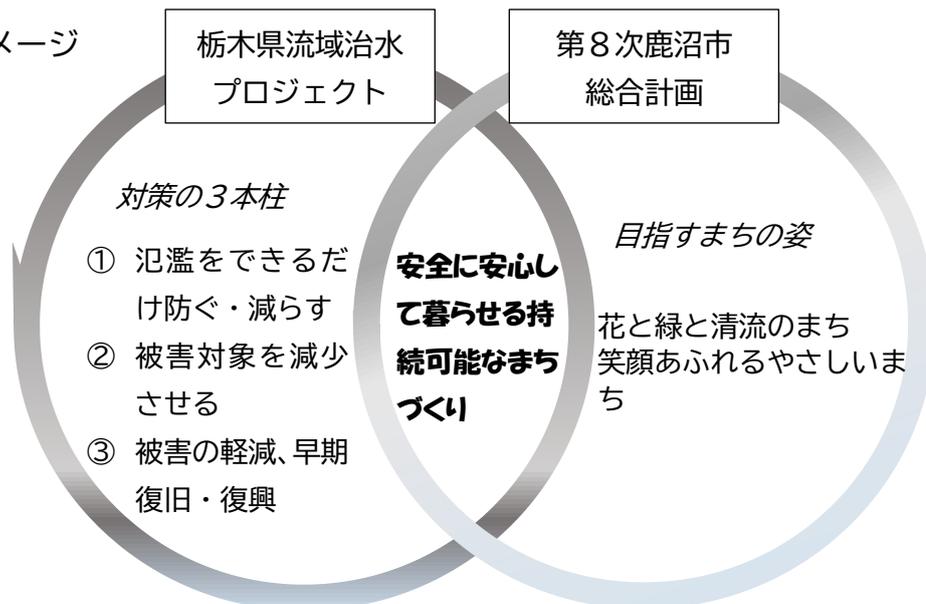
基本計画

- ・ 重点プロジェクト1 防災力強化プロジェクト
- ・ 施策24
様々な危機に対し生命と財産を守る防災力の強化
- ・ 取組方針2
総合的な治水対策を推進し、安全に安心して暮らせる地域づくりを進める

基本方針（案）

栃木県流域治水プロジェクトにおける①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす、②被害対象を減少させる、③被害の軽減、早期復旧・復興、の3本柱と、第8次鹿沼市総合計画における目指すまちの姿「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」が融合し、『安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進する』ことを基本方針とする。

相互の関連イメージ



3. 総合治水対策の主な施策（栃木県流域治水プロジェクトから抽出）

区 分	施 策	取組主体
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	治水ダム	水資源機構思川開発建設所
	河道・堤防・砂防など	栃木県鹿沼土木事務所
	下水道・水路・道路など	鹿沼市下水道課、維持課、整備課
	田んぼダム・調整池など	栃木県上都賀農業振興事務所、鹿沼市農政課
	雨水貯留浸透施設の整備	市民、施設管理者
	森林整備・治山対策	栃木県県西環境森林事務所、鹿沼市林政課
	開発行為における流出抑制対策	市民、事業者
② 被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画における防災指針の策定	鹿沼市都市計画課
	災害ハザードエリアにおける開発抑制	鹿沼市都市計画課
③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難体制の強化	自主防災会、鹿沼市危機管理課
	防災訓練等の実施	国、県、市、市民、事業者
	ハザードマップの更新	鹿沼市危機管理課
	防災情報伝達アプリの充実	鹿沼市危機管理課
	マイ・タイムラインの作成	市民、事業者
	避難確保計画の策定促進	事業者等

※施策相互の連携・連動により、効率的な治水効果を発揮させる。

4. 今後の進め方（案）

鹿沼市総合治水対策の推進にあたっては、規約第3条に規定されている事項を実施するとともに、令和4年度は以下の事項について協議・調整を進める。

- ・ 過去の災害等を踏まえ、重点的かつ総合的に治水対策を実施すべき地区を抽出し、課題解決策の検討。
- ・ ハードとソフトが相互に連携・連動した治水対策の実施。

